

STEP 5 :

認可公告の後

横浜市
から

公聴会の約1ヶ月後に認可公告されます。建築協定は、認可されただけでは、十分な効力を発揮できません。実効性のあるものにするためには、認可公告後にしっかり運営していくことが何よりも重要です。

1 認可通知の受理・協定書の返却

横浜市から認可公告の連絡を受けたら、次のとおり書類の受理や返却を行います。

- ① 横浜市から次の書類を受け取ります。
 - ・ 認可通知書
 - ・ 市報の写し
 - ・ 申請書類の副本
 - ・ 最新の事前協議要望地区図及び認可された建築協定区域図
- ② 手元に保管していた3通目の建築協定書は土地の所有者等に記録として返却するので、建築協定区域図を横浜市から受け取った認可公告日の入った建築協定区域図に差し替えます。
- ③ 各土地の所有者等に対し、横浜市認可のお知らせの挨拶文（**参考例 10**）を作り、区域図を差し替えた建築協定書、市報の写しと一緒に土地の所有者等に返却します。
- ④ 残りの申請書類の副本は運営委員会で保管をし、建築協定の運用や建築協定区域内のみなさんから相談などに利用できるようにしておきましょう。

参考例10

○年○月○日

各位

○○建築協定運営委員会
委員長 ○○ ○○

○○建築協定・横浜市認可のお知らせ

○○の候 皆様には益々ご健勝の事とお喜び申し上げます。

○年○月○日、○○建築協定が横浜市の認可を受けました。土地の所有者等各位のご協力に厚くお礼申し上げ、市長認可をご報告申し上げます。

お預かりいたしました貴方様の建築協定書をお返しし、運営細則をお配りいたしますので各ご家庭で保管下さいますようお願い申し上げます。

なお、建築協定に参加頂いた土地につきましては、売却されましても建築協定が継承されます。認可まで長期間に渡ってご協力ありがとうございました。

建築協定は締結しただけでは十分な効力を発揮しません。有効なものとなるよう、建築協定運営委員会にて運営していきますので、今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に地区内のみなさんに認可の報告をしましょう。

2 建築協定区域隣接地の土地の所有者等への協力依頼

建築協定区域隣接地の土地の所有者等に対し、横浜市の認可があり、建築協定区域隣接地に指定した旨の挨拶状を作成し、建築協定の内容について理解を得るため、建築協定書を同封して郵送し、協力してもらえようお願いします。

3 事前協議要望地区について

事前協議要望地区とは、建築確認申請の前に建築計画の内容について事前協議を要望する区域のことです。基本的には、建築協定区域及び建築協定区域隣接地を区域とします。事前協議要望地区の決定を横浜市に報告すると、区域内で横浜市や指定確認検査機関へ建築確認申請等の提出があったときに、横浜市から建築主等へ建築協定運営委員会と事前協議を行うことをお願いをしてもらえます。

事前協議要望地区とすることで、区域内で建築計画がある際には手続きをお願いすることになるため、トラブルを防ぐためにも、建築協定区域隣接地や事前協議要望地区に設定する場合は協定書配付などのタイミングで、その旨を周知しておきましょう。

4 建築協定運営細則について

建築協定の運営を円滑に進める「建築協定運営細則」については、更新を機に、必要に応じて内容を見直すとよいでしょう。内容を見直さない場合でも、協定書返却にあわせ各土地の所有者等に配付し、改めて周知する地区もあります。建築協定運営細則のモデルについては「建築協定運営委員会の手引き」を参考にしてください。

コラム 大型印刷機(リソグラフ)について

更新作業を進める中では、地区のみなさんへニュースやアンケートを配る場面も何度か出てきますが、そこで問題になるのが印刷代です。横浜市内には、まちづくりなどの市民活動をおこなっている団体が利用するために、大量印刷機（リソグラフ）を設置している施設がいくつかあります。その中の「市民活動・生涯学習支援センター」を紹介します。

区民活動支援センター (旭区、西区、保土ヶ谷区、南区は市民活動センター)			
区	場所	交通機関	電話番号
鶴見	区役所 2 階	JR 鶴見駅徒歩 9 分、京急鶴見駅徒歩 7 分	510-1694
神奈川	区役所 5 階	JR 東神奈川駅・東横線反町駅・京急東神奈川駅徒歩 7 分	411-7089
西	区役所 1 階	京急戸部駅徒歩 8 分 相鉄線平沼橋徒歩 10 分	620-6624
中	区役所別館 1 階	JR・市営地下鉄関内駅徒歩 7 分、みなとみらい線日本大通り駅徒歩 4 分	224-8138
南	浦舟複合福祉施設 10 階	市営地下鉄阪東橋駅徒歩 5 分 京急黄金町駅徒歩 10 分	232-9544
港南	港南公会堂棟 1 階	市営地下鉄港南中央駅・バス停「港南区総合庁舎前」下車すぐ	841-9361
保土ヶ谷	保土ヶ谷図書館並び	相鉄線星川駅徒歩 4 分	334-6306
旭	ココロット鶴ヶ峰 4 階	相鉄線鶴ヶ峰駅徒歩 2 分	382-1000
磯子	区役所 7 階	JR 磯子駅徒歩 5 分	754-2390
金沢	区役所 2 階	京急金沢文庫駅・金沢八景駅徒歩 12 分	788-7803
港北	区役所 4 階	東横線大倉山駅徒歩 7 分	540-2246
緑	みどり一む	JR・市営地下鉄中山駅徒歩 7 分	938-0631
青葉	区役所 1 階	田園都市線市が尾駅徒歩 7 分	978-3327
都筑	区役所 1 階	市営地下鉄センター南駅徒歩 5 分	948-2237
戸塚	モレラ東戸塚 3 階	JR 東戸塚駅西口徒歩 1 分	825-6773
栄	SAKAESTA（さかえすた）内	JR 本郷台駅徒歩 3 分	894-9900
泉	区役所 1 階	相鉄いずみ野線いずみ中央駅徒歩 5 分	800-2393
瀬谷	せやまる・ふれあい館 2 階	相鉄線三ツ境駅徒歩 12 分	369-7081

詳しくは、[横浜市生涯学習ページ](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaigakushu/gakushu/annai/list.html)参照

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaigakushu/gakushu/annai/list.html>

印刷機の使用料は、各施設により異なります。また、用紙は利用者が持参するので、完全に無料ではありません。しかし、印刷代がかかる区でも、大体 1 枚 0.3～0.5 円なので、かなり安い費用で済みます。

通常は予約制となっており、また利用者登録が必要な区もあります。更に枚数などの制限がある場合もあるので、使用料の事も含め、利用前に問い合わせると良いでしょう。他にも「かながわ県民活動サポートセンター」(312-1121)で同様のサービスを行っています。なお、更新活動における配布物の印刷費等を助成する制度がありますので、事前に横浜市にご相談ください。

※上記の情報は令和5年4月1日現在のものです。設置状況等が変更になる場合がありますので、利用の際には、事前の確認をお願いします。